

令和2年4月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和2年4月23日 月曜日 9時00分開会
2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室
3. 出席委員 13名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	職務代理者	8番	日笠山 隆
委員	1番	上妻 力	委員	2番	中村 正幸
”	3番	深田 広文	”	5番	羽生 友保
”	6番	欠席	”	7番	鮫島 繁樹
”	9番	牛越 紀幸	”	10番	坂本 江里子
”	11番	岩本 延男	”	12番	河本 アツミ
”	13番	石寺 政和	”	14番	日高 仙三

4. 欠席委員 1名

5. 日程表

- (1)開 会
- (2)開会挨拶
- (3)議 事

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 2議案第17号 農地法第3条の規定による許可について

日程第3号 2議案第18号 非農地証明について

日程第4号 2議案第19号 あっせんについて

日程第5号 2議案第20号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

- (4)そ の 他

- (5)閉 会

## (6)会議の概要

9時00分開会

次 第	発 言 者	内 容
1. 開 会	事務局長	○おはようございます。開会の前に、ご報告いたします。本日は、6番委員より欠席の届出が提出されております。 それでは、定刻、定足数に達しておりますので、これより令和2年4月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。 開会にあたり、会長にご挨拶いただき、その後議事進行をお願いいたします。
2. 開会挨拶	会長	(会長挨拶)
3. 議 事	議長	○これより本日の会議を開きます。 本日の日程は、配布しております議事日程のとおりであります。
日程第1号 議事録署名委員の指名	議長	○まず、日程第1 西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。5番委員、7番委員を指名いたします。
日程第2号 2議案第17号	議長 事務局長	○これより議案審議に入ります。 日程第2 議案第17号農地法第3条の規定による許可についてを議題とします、事務局に議案説明を求めます。 ○日程第2 議案第17号農地法第3条の規定による許可についてを説明いたします。資料は1ページから2ページです。 今月は所有権移転5件、賃借権設定2件、使用貸借権設定1件、合計8件の申請がありました。 1番です。上西横山地区です。台帳地目畑の1筆で、合計面積491㎡を売買により所有権移転するものです。 2番です。現和浅川地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積1,857㎡を賃借により3年間借り受けるものです。 3番です。現和浅川地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積3,453㎡を賃借により3年間借り受けるものです。 4番です。現和浅川地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積996㎡を交換により所有権移転するものです。 5番です。現和浅川地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積1,103㎡を交換により所有権移転するものです。 6番です。住吉上能野地区です。台帳現況地目畑の2筆で、面積3,927㎡を使用貸借により10年間借り受けるものです。 7番です。住吉上能野地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積180㎡を売買により所有権移転するものです。 本件6番及び7番については、許可後の経営面積が4,516㎡となり、下限面積の20aを超えます。 8番です。現和川氏地区です。台帳現況地目畑の2筆で、面積5,207㎡を贈与により所有権移転するものです。 以上、本件1番及び4番から9番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 2番から3番については、権利取得者が農地法施行令第2条第1項第1号ハに記載されている社会福祉法人であるため、「権利移動の不許可の例外」に該当します。以上で説明を終わります。
	議長	○ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。
	4番委員	○整理番号1番のほうで、私の担当ですので、私のほうから報告をいたしたいと思っております。 4月19日、13時より、譲受人 推進委員立ち会いのもと、現場を確認をいたしました。また、譲渡人に関しては、ちょっと、遠いということもあまして、電話で確認をしております。申請内容について、譲受人・譲渡人に確認をした結果、相違あ

	<p>りませんでした。また、譲受人のほうは、機械も、トラクター二台、管理機・耕運機、そろっておりまして、また労働力のほうは、基本、夫婦二人ですけれども、忙しい時期には、まだ親御さんが健康ということで、忙しいときには、親が手伝いをしてくれるということで、何ら問題はないと思います。以上です。</p>
2 番委員	<p>○2 番です。番号2・3は、借り人が一緒ですので、あわせて報告いたします。借り人は、現和校区にある社会福祉法人です。「安納いもをつくりたいので、畑を借りたい。畑を5反ほど探してほしい」との相談を受け、紹介したのが二枚の畑です。話しが決まり、今回の契約となりました。</p> <p>借り人は、農業機械もそろっており、経営技術においても、何ら問題はありません。</p> <p>番号2の貸し人は、入院中で面会できず、義理の弟の方と、番号3の、貸し人は、家を訪問し、確認をとりました。双方確認の結果、2件とも許可相当と考えます。</p> <p>番号4・5号はお互いの利便性を考え、畑を交換した物件です。</p> <p>4月19日、番号4の譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。番号4の畑は、譲受人の家の近くにあり、他のほかの畑も近くにあります。番号5の畑は、譲渡人の畑の隣に譲受人の畑があります。双方、相談し、交換したほうがお互いよいとなり、今回の申請となりました。面積も大して変わりません。</p> <p>番号4の畑はサトウキビを、番号5の畑は、安納芋を植えるそうです。番号4、番号5の譲受人とも、農業機械もそろっており、経営技術においても、何ら申し分がありません。</p> <p>双方確認の結果、2件とも、許可相当と考えます。以上です。</p>
3 番委員	<p>○3 番です。整理番号6について報告をいたします。</p> <p>4月の19日、8時より、推進員、譲渡人、譲受人立ち会いで、現地調査を行いました。現地は、2筆とも、サトウキビが作付されておりました。譲受人は、サトウキビ専業農家で、本年度は、70aの作付をされているそうです。</p> <p>農機具やトラクター・耕運機等も一式所有し、夫とともに、作業に従事しており、何ら問題ないと思われます。</p> <p>使用貸借料は無料と、双方確認をとりました。</p> <p>高齢ではありますが、健康維持も兼ねて体力の続く限り頑張りたいということでございました。</p> <p>以上、調査の結果申請のとおり、許可相当と思われます。</p> <p>続いて、整理番号7について、同じく4月の19日、推進委員、譲受人立ち会いで現地調査を行いました。</p> <p>現地は、サトウキビが作付をされております。</p> <p>譲受人は、整理番号6と同一の方ですので、何ら問題ないと思われます。譲渡人につきましては、電話で確認をとっております。以上調査の結果、申請書のとおり、許可相当と思われます。以上です。</p>
7 番委員	<p>○整理番号8について報告いたします。</p> <p>譲受人立ち会いのもと、現地確認調査を行いました。</p> <p>譲渡人と譲受人は親子でございます。自作地所有権の移転ということで、今回の申請になったようです。</p> <p>譲受人は、和牛肥育一貫経営の畜産農家です。</p> <p>現在、親・子牛合わせて100頭以上を飼育しているようです。</p> <p>譲受人は、機械類はありませんが、既に、すべて叔父さんのほうに農作業を委託して、今までずっとやってきております。</p> <p>親子でありますので、何ら、申請どおり問題はないと思われます。</p> <p>なお、譲渡人には電話で確認をとっております。以上です。</p>
議長	<p>○ありがとうございます。本案については、ただ今の説明・報告がありました。質疑、意見はありませんか。</p>
9 番委員	<p>○はい、6番、7番なんですけれども、新規就農者で間違いはないでしょうか。</p>
3 番委員	<p>○はい、新規就農ということでございます。</p>

	9番委員 3番委員	○説明の中で、以前からされてたような、話を聞いたのですが。 ○旦那さんが退職されてから、趣味といいますか、ぐらゐの程度で、農業をやっていた様でございます。 今回こういう形で、貸し借りをはっきりして、新しく農業に取り組みたいということで、こういう申請になったようございます。
	議長	○よろしいですか。 (「はい」声あり)
	議長 8番委員	○ほかにございませんか。 ○8番です。6番7番についてですが、72歳という年齢で新規就農ということですが、だんなさんがおられるのに何で奥さんのほうの名前になってるのかなと思ひまして、どうでしょう。
	議長 事務局	○事務局で説明できますか。 ○今回と7番の土地の所有権を移転したいということで、事務局のほうに相談にこられて、サトウキビについて奥さんが主体となって経営されており、農地自体も取得をしたいとの希望もありまして、奥さんがお子さんの協力も得て経営主として実際経営されているということだったので、事務局で申請を受理しました。
	議長	○よろしいですか。 (「はい」の声あり)
	議長	○ほかにないようです。質疑を終了します。 これより、議案第17号農地法第3条の規定による許可についてを採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
	議長	(全員挙手) ○ありがとうございます。全会一致でありますので、本案は、許可することに決定いたしました。
日程第3号 2議案第18号	議長	○続きまして、日程第3議案第18号非農地証明についてを審議します。 事務局説明をお願いします。
	事務局	○日程第3議案第18号非農地証明について説明いたします。資料は3ページです。 1番です。安城平山地区です。台帳地目は畑ですが、昭和40年頃から耕作せず、現在原野となっております。交付基準1(イ)に基づいた申請です。 以上で説明を終わります。
	議長	○昨日、現地調査が行われているようございます。調査委員の皆様、お疲れさまでした。 それでは調査委員並びに担当委員の報告を受けたいと思ひます。 まず、調査委員長長の報告をお願いします。
	2番委員	○はい、4月22日事務局より2名、調査委員1番委員、2番委員、担当委員9番委員、担当推進委員、計6名で、合同調査を行いました。 写真を見ていただければわかるように、大木が生えており、とても耕作できる状態ではありません。 そして、土に小石が多く、畑には適しておりません。 真ん中あたりは、案内人の兄弟が来たときに、駐車場として使うため、草を払っているそうです。 調査の結果、この土地は、交付基準一(イ)に該当すると思われ、許可相当ではないかと、意見の一致を見たところでした。 御審議方よろしく申し上げます。以上です。
	9番委員	○9番です。ただいま、調査委員長長の報告のあったとおりでございます。許可相当と考えます。以上です。
	議長	○ありがとうございました。 ただいまの説明報告に対して質疑、意見はありませんか。 (質疑等名なし)
	議長	○ないようですので、議案第18号を採決いたします。 非農地証明について、原案どおり承認することについて、賛

		成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
	議長	○ありがとうございました。 全会一致であります。本案は承認することに決定いたしました。
日程第4号 2議案第19号	議長	○続きまして日程第4議案第19号あっせんについてを議題といたします。 事務局説明をお願いいたします。
	事務局	○日程第4議案第19号あっせんについてです。 資料は4ページから5ページです。1番「売りたい」の申し出です。場所は現和・武部地区です。売買金額については10a当り30万円を希望しますが、購入したい方の相談に応じることです。 また、現在さつまいもを植え付けたばかりのため、収穫後の引き渡しとなります。 あっせん委員につきましては、2番委員と、7番委員をお願いいたします。 2番「貸したい」の申し出です。場所は下西・若宮地区です。賃借料については標準額でお願いしたいとのことです。 あっせん委員につきましては、5番委員と、13番委員をお願いいたします。以上です。
	議長	○ただいま、事務局のほうから説明がありましたけれども、何か皆さんから聞いてみたいことありましたら。
	13番委員	○はい、13番です。番号2番につきましては、成立をしております。
	議長 事務局	○はい、ありがとうございました、ほかに。 ○番号1番についても、けさ方、担当農業委員の二番委員より、報告がありまして決まりましたということで、報告を受けましたのではありません。よろしくをお願いいたします。
	議長	○ということでございます。一番二番とも、もう決まったということで、お願いいたします。
	議長	○それでは、日程第5議案第20号の審議の前に、お諮りします。 農業委員会法第31条議事参与の制限の規定より、議事に参与できない委員がいますので、議案第20号農用地利用集積計画策定に係る意見についてのうち利用権の設定整理番号1を審議し、その後利用権の設定整理番号1を除く全てと利用権設定中間管理事業分全てを審議したいと考えます。 ご異議ありませんか。
	議長	(「異議なし」の声あり) ○13番委員の議場退出を求めます。 (13委員 退出)
日程第5号 2議案第20号	議長	○続きまして、日程第5議案第20号農用地利用集積計画策定に係る意見についての利用権の設定整理番号1を審議します。 事務局に議案説明を求めます。
	事務局	○日程第5議案第20号農用地利用集積計画策定に係る意見についてを説明いたします。 1番のみ、説明をまずいたします。5ページをお開きください。二段目の存続期間五年になるんですが、期間が、令和2年5月1日から令和7年4月30日の5年間、地目田及び畑、462㎡、利用権の設定をする者一人受ける者一人ですと内訳については、6ページを、詳細については、7ページをごらんください。
	議長 3番委員	○続いて、担当委員の報告を求めます。 ○3番です。整理番号1について、現地調査の報告をいたします。4月の19日に、8時半より推進委員、貸人・借人の構成員の立ち会いのもとで、現地調査を行いました。 現地は、サトウキビが作付をされております。借人は、法人であり認定農業者のサトウキビを中心に経営拡大を図っている生産者です。

	<p>農機具類、農作業員等を積極的に活用いたしまして、農地再生事業も活用しながら農業生産の拡大を図っており、何ら問題ないと思われず。</p> <p>使用貸借料につきましては、無料ということで双方確認をとっております。以上の結果申請のとおり、許可相当等もあります。以上です。</p>
議長	○はい、ありがとうございました。審議に入ります。ただ今の説明・報告に対して、質疑、意見はありませんか。
8番委員	○はい、2,300㎡で無料ということでしたが、何か再生事業を活用したのですか、何ですか。
3番委員	○3番です。貸人の方を確認をとっております。まず道路が狭くて大型車等が入りにくいと。当初、借り人は、さつまいもを作付予定でしたが、サトウキビが有利であると考えサトウキビを植えております。そうすると、運搬車等がちょっと入りにくく中出しをしなきゃいけないという悪条件もあると。そういうことと、それから、貸し人も荒らさない程度に管理してもらえばいいという、そういう判断のもと、双方がもう無償でいいという結論になったようでございます。以上です。
議長	○よろしいでしょうか。ほかにございませんか。 (意見等なし)
議長	○意見はないようですので、農用地利用集積計画策定に係る意見についての利用権の設定整理番号1を採決いたします、原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	○ありがとうございました。全会一致ですので、本案は承認することに決定いたしました。ここで13番委員の入室を許可します。 (13番委員入室)
議長	○農用地利用集積計画策定に係る意見についての利用権の設定整理番号1を除く全てと利用権の設定農地中間借事業分全てを審議します。事務局に議案説明を求めます。
事務局	<p>○それではですね、1番除いた、2番から8番について御説明いたします。5ページをお開きください。</p> <p>1段目です。期間が令和2年5月1日から令和5年4月30日の3年間、地目畑、面積2,046㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。</p> <p>2段目です。期間が令和2年5月1日から令和7年4月30日の5年間、地目田及び畑、面積はそれぞれ983メートル㎡及び、9,488㎡、合計面積1万471㎡、利用権の設定をする者3人、受ける者3人です。</p> <p>3段目です。期間が令和2年5月1日から令和12年4月30日の10年間、地目畑、面積9,935㎡、利用権の設定をする者3人、受ける者3人です。</p> <p>内訳については6ページを、詳細については8ページから18ページをご覧ください。</p> <p>続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定となります。19ページをお開きください。</p> <p>1段目です。期間が令和2年5月1日から令和7年4月30日の5年間、地目、田及び畑、面積はそれぞれ2万900㎡及び5,390㎡、合計面積2万6,290㎡、利用権の設定をする者5人受ける者4人です。</p> <p>2段目です。期間が令和2年5月1日から令和7年2月28日の4年10カ月間、地目畑、面積814㎡、利用権の設定をする者2人、受ける者2人です。</p> <p>三段目です。期間が令和2年5月1日から令和12年4月30日の10年間。地目田及び畑面積がそれぞれ5,122㎡及び1万4,928㎡、合計面積2万500㎡。利用権の設定をする者3人、受ける者2人です。</p> <p>内訳については、20ページを、詳細については、21ページから31ページをごらんください。</p>

	<p>以上すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも、要件を満たしていることから、提案いたしました。御審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>○ありがとうございます。続いて、担当委員の報告を求めます。</p>
8番委員	<p>○8番です。6ページの整理番号2について説明いたします。4月21日、8時に、担当推進委員とあと、借人の両親で現地確認を行いました。貸人は、ちょっと行き違いで来られず、電話で確認しております。貸人は国上在住の土地持ちの非農家です。借人は、キビを主体とする認定農業者です。現地はキビの刈りあとが、草がちょっと生えた程度で今から管理作業を行うとのことでした。更新の申請でもあり、別段問題ないと思います。よろしくお願いたします。</p>
2番委員	<p>○2番です。整理番号3、4、5について報告いたします。まず3ですが、4月20日、借人立ち会いのもと、現地調査を行いました。借人は、安納イモ等を作付けする農地所有適格法人です。この畑は永いこと、耕作しておらず竹山となり、隣でサトイモを作付けした借人から、竹がこっちの畑に走って来て困るとの相談を受けました。双方と協議の結果、遊休農地解消事業を利用して、畑を再生することとなり、今回の申請となりました。畑は、事業も終わり、きれいに整地され安納イモを植えたいとのことでした。借人は、農業機械についても一式そろっており、経営技術においても何ら、申し分ありません。貸人とは、電話で確認をとりました。双方確認の結果、許可相当と考えます。整理番号4です。4月19日借人立ち会いのもと、現地調査を行いました。借人は、安納イモ、サトウキビを作付する現和校区在住の認定農業者で更新物件です。1枚の畑は、カボチャを植えてました。もう一枚は、安納イモを植えるとのことでした。借人は農業機械も一式そろっており、経営技術においても、何ら申し分ありません。貸人とは、電話で確認をとりました。双方確認の結果、許可相当と考えます。整理番号5です。4月19日借人立ち会いのもと、現地調査を行いました。借人は、安納イモ・米・スナップエンドウを作付する現和校区在住の認定農業者です。この田んぼは非常に荒れており、遊休農地解消事業利用して、田を再生することとなり、今回の申請となりました。田んぼには米が植えられていました。借人は、農業機械も一式そろっており、経営技術においても、何ら、申し分ありません。貸人は、高齢のため、娘さんと電話で確認をとりました。双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。</p>
9番委員	<p>○9番です。整理番号6について報告いたします。4月20日、借人立ち会いのもと、現地調査を行いました。借人は、現和に本社を置く大規模農業法人で、技術機械等何ら問題ありません。また、同日、貸人の母のほうに、電話にて申請内容の確認をしております。双方確認のもと、許可相当と考えます。以上です。</p>
12番委員	<p>○12番です。整理番号7について報告します。20日8時30分借人及び推進委員立ち会いのもと、現地調査を行いました。借人は酪農をしている認定農業者の方です。以前から借りていて、今回更新となっています。現地には、牧草を植え付けるということでした。</p>

		<p>貸人の方には直接会って確認をとっております。 申請書どおり間違いはないということでした。双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。</p>
	14番委員	<p>○はい、14番です。整理番号8番につきまして、報告をいたします。</p> <p>4月の22日、午後5時より推進委員・借人立ち会いのもと、現地調査を行いました。</p> <p>借人におきましては、安納校区におきまして、園芸、畜産を中心とした大規模な農地所有適格化法人であります。</p> <p>貸人に関しましては、西之表在住ということをございまして、ちょっと、体も悪いということで、電話にて確認しております。</p> <p>この農地につきましては、5年ほど前まで花き農家が2反ほど、ハウスを建てて、ロベとかを栽培をしていたところですが、そのあと、そこを放置した状態でありまして、大分荒れておりました。</p> <p>そこで、貸人と借人の代表者が親戚ということで、どうかしてくれないだろうかということで、今回の申請に至ったということをございます。</p> <p>これにつきましても、遊休農地解消対策支援事業を使いまして、農地に再生して、今のところは、牧草を栽培する予定だということをございました。</p> <p>双方確認いたしまして、間違いありませんでした。以上です。</p>
	議長	<p>○審議に入ります。ただ今の説明・報告に対して、質疑、意見はありませんか。</p>
	議長	<p>(意見等なし)</p> <p>○それではないようですので、農用地利用集積計画策定に係る意見についての利用権の設定整理番号1を除く全てと利用権の設定 農地中間借事業分全てを採決いたします。</p> <p>原案どおり承認することについて、賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>(全員賛成)</p> <p>全会一致でありますので、本案は承認することに決定いたしました。</p> <p>これをもちまして、本日の議事は終了しました。</p>
4	その他	
	事務局長	<p>○次は、4その他であります。</p>
	事務局	<p>事務局から、今後のスケジュール等についてご説明します。</p> <p>(スケジュールについて資料により説明)</p> <p>(事務局人事異動について説明)</p> <p>(会長より情報提供)</p>
5.	閉会	<p>医務局長 ○以上をもちまして、令和2年4月西之表市農業委員会定例総会を閉会します。お疲れ様でした。</p>

9時45分閉会

西之表市農業委員会会議規程第10条の規定により署名する。

令和2年5月25日

西之表市農業委員会 会長

Ⓜ

西之表市農業委員会 5番委員

Ⓜ

西之表市農業委員会 7番委員

Ⓜ